

2023年3月1日

各位

会社名 株式会社 トリドリ
代表者名 代表取締役社長 中山 貴之
(コード番号：9337 東証グロース)
問合わせ先 取締役 森田 一樹
TEL. 03-6892-3591

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、下記のとおり2023年3月29日開催予定の定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)	(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <u>2</u> <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

3. 変更の日程

取締役会決議 2023年3月1日
定款変更のための株主総会開催日 2023年3月29日(予定)
定款変更の効力発生日 2023年3月29日(予定)

以上